障害者総合支援制度全体図は、障害者総合支援法に基づくサービス等と児童福祉法に基づくサービスを図にしています。

障害者総合支援法に基づくサービス等は自立支援給付と地域生活支援事業等で構成されています。

自立支援給付とは、障がい福祉サービス、地域相談支援給付、計画相談支援給付、自立支援医療、補装具となります。

障がい福祉サービスには介護給付と訓練等給付があります。

介護給付には、居宅介護（ホームヘルプ）、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度訪問介護、施設入所支援、重度障がい者等包括支援があります。

訓練等給付には、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援（令和７年１０月以降）、就労移行支援、就労継続支援（Ａ型、Ｂ型）、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）があります。

地域相談支援給付には、地域移行支援、地域定着支援があり、計画相談支援給付には、サービス利用支援、継続サービス利用支援があります。

自立支援医療には、更生医療、育成医療、精神通院医療があります。

地域生活支援事業は、事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業となり、相談支援、意思疎通支援、日常生活用具給付、移動支援、地域活動支援センター等があります。

地域生活支援促進事業は、地域生活支援事業に含まれる事業等のうち、国として促進すべき事業とされているもので、発達障がい児者支援、障がい者虐待防止対策、障がい者就労支援、障がい者の芸術文化活動の促進等の事業等があります。

児童福祉法に基づくサービスは、障がい児通所支援、障がい児相談支援、障がい児入所支援で構成されています。

　障がい児通所支援は、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援となります。

障がい児相談支援には、障がい児利用援助、継続障がい児支援利用援助があります。

障がい児入所支援には、福祉型障がい児入所施設、医療型障がい児入所施設があります。